「工賃向上(農福連携)アドバイザー派遣」募集要項

1 趣旨

工賃向上や農福連携に課題がある障害福祉サービス事業所(以下、「事業所」という)に対し、工賃向上や農福 連携の円滑な実施のため、商品の開発や改良、マーケティング、農業経営や農業技術等の指導・助言を行うアドバ イザー(以下、「アドバイザー」という)の派遣等を実施するため、募集する。

<派遣するアドバイザー>

- ・工賃向上アドバイザー:工賃向上のため、商品の開発、改良、販路拡大等
- ・農福連携アドバイザー:農業技術、農産物加工、農産物を活用し商品開発、販路拡大等
- ・農業経営アドバイザー:農業経営

2 募集対象者

アドバイザー派遣に応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 県内指定障害福祉サービス事業所のうち、就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所又は生活介護サービス事業所を運営する法人。
 - ※生活介護サービス事業所については、工賃向上を目指す場合に限る。
 - ※農福連携アドバイザーの派遣を希望する場合は、生産活動として、農作業等の農福連携事業を実施している 又は計画している法人。
- (2) アドバイザーに協力し、適切に遂行できる能力を有すること。
- (3) 実施にあたり、兵庫県からの問い合わせや指示に責任をもって対応することができること。
- (4) 厚生労働省通知・平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」 記 3 にある工賃向上計画を県に報告していること。
- (5) 厚生労働省通知・平成 19 年 4 月 2 日付障障発第 0402001 号「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A型、B型) における留意事項について」記 3 にある (報告対象年度分の) 工賃実績を県に報告していること。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 申請書類(4(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において事業所を廃止・休止している者 イ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

3 派遣回数

1事業所あたり5回まで

4 申請に係る手続

(1) 申請書類の提出期限

令和8年1月30日(金)まで

(2)提出書類

この募集要項に基づき以下の書類(以下「申請書類」という。) 各1部

ア『アドバイザー派遣申請書』

イ その他必要な書類(様式任意)

5 結果通知

結果通知は、事務局から全申請者に電子文書で通知する。なお、申請者多数の場合は申請内容を勘案し、派遣先を決定する。

6 派遣終了後の提出書類

アドバイザー派遣を受けた事業所は、本事業終了後に、その結果を『アドバイザー派遣報告書』にて事務局へ提出すること。

7 事務局

特定非営利活動法人兵庫セルプセンター

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1

電話 078-414-7311 FAX 078-414-7312 電子メール contact@nyogo-selp.jp